

	建築物の敷地面積の最低限度	300㎡	200㎡
		ただし、市長が、公益上必要な建築物としてやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱等の面の後退距離は、道路境界から2.0m以上、その他の境界から1.0m以上とする。</p> <p>ただし、床面積が50㎡以下の独立した自動車車庫で平屋建てのもの又は建築基準法施行令第135条の20に定めるものはこの限りでない。</p>	
	建築物の高さの最高限度	25m	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色は、刺激的な色を避け、周辺環境と調和のとれた落ち着いた色調とする。	

「区域は計画図表示のとおり」